

2024年1月15日

各位

三井住友信託銀行株式会社
松山支店

遺贈寄付に関する新居浜市・新居浜市社会福祉協議会との協定締結について

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:大山 一也、以下「当社」)、株式会社伊予銀行、株式会社愛媛銀行、愛媛信用金庫は新居浜市および社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会との間で、遺贈に関する協定を締結予定です。

高齢化の進行や家族形態の多様化、終活への関心の高まり等を背景に、お客様から「遺産を地域のために役立てたい」というご相談を受けることがあります。今般、このようなご厚意に応えるため、それぞれの銀行が取り扱う相続関連商品・サービスを活用して、遺産を円滑に新居浜市・新居浜市社会福祉協議会に寄付するための提携を開始しました。

当社では遺言信託をととして、遺贈による寄付実現のお手伝いをさせていただきます。

導入日:2024年1月22日

遺言信託による遺贈の流れ

相談・遺贈申し入れ	新居浜市・新居浜市社会福祉協議会への遺贈による寄付をお考えの方は、新居浜市・新居浜市社会福祉協議会を通じて当社にご相談いただくか、または当社へ直接ご連絡下さい。(※1)
ご相談	当社の財務コンサルタント等、専門のスタッフがご相談を承ります。
遺言書の作成	遺言書は、原則として公正証書で作成いただきます。(※2) 公正役場所定の公正証書作成の手数料が必要となります。 当社所定の遺言信託手数料(※3)を申し受けます。
遺言書の保管	当社が遺言書正本(※2)を保管します。
遺言の執行	ご逝去の通知があり次第、当社が遺言を執行いたします。 当社は遺言執行者として、遺言書の内容にしたがって新居浜市・新居浜市社会福祉協議会への遺贈手続きを行います。 執行完了時に当社所定の遺言執行報酬(※3)を申し受けます。

※1 三井住友信託銀行松山支店 フリーダイヤル 0120-087-418(平日 9:00~17:00)

※2 自筆証書遺言での作成についてもご相談を承ります。この場合、自筆証書保管制度を利用します。遺言書は法務局へお預けいただき、当社では法務局が作成する「保管証」をお預かりします。

※3 当社にお支払いいただく手数料、遺言執行報酬の詳細については当社ホームページ等をご確認ください。(<https://www.smtb.jp/>)

以上